

福島県警察航空隊所属アグスタ式AW139型JA139Fの
航空事故調査について
(経過報告)

令和3年1月21日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和2年2月1日に福島県警察航空隊所属アグスタ式AW139型JA139Fが、移植用臓器の搬送のため、福島県会津若松市の会津若松中央病院場外離着陸場から福島空港へ飛行中、08時08分ごろ、福島県郡山市三穂田町の上空において、操縦が困難となり不時着して横転した航空事故について、令和2年2月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、今後、これまでの調査で得られた情報を基に、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び調査参加国への意見照会を行う必要がある。したがって、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の調査は、本件航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、運輸安全委員会により、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

また、本報告の内容については、今後、新しい情報や状況が判明した場合に変更することがあり得る。

1. 航空事故の概要

福島県警察航空隊所属アグスタ式AW139型JA139Fは、令和2年2月1日（土）、移植用臓器の搬送のため、福島県会津若松市の会津若松中央病院場外離着陸場から福島空港へ飛行中、08時08分ごろ、福島県郡山市三穂田町の上空において、メインローター・ブレードとテール・ドライブシャフトが接触し、操縦が困難となり不時着して横転した。機体は大破したが、火災は発生しなかった。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、航空事故として通報を受けて本事故の調査を担当する主管調査官ほか2名の航空事故調査官を指名した。本調査には、事故機の設計国であるイタリアの代表及び顧問、エンジンの設計・製造国であるカナダの代表及び顧問並びに機体装備品の設計国であるアメリカの代表及び顧問が参加した。

現時点までに、関係者からの口述聴取、機体の詳細調査、飛行記録装置等の記録の解析、

メインローター・ブレードとテール・ドライブシャフトの残骸の接触痕に関する調査及び気象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

当該機は、令和2年2月1日、福島県警察ヘリポートを07時10分ごろ出発し、移植用臓器の搬送のため、07時40分ごろ福島県会津若松市の会津若松中央病院場外離着陸場（以下「会津場外」という。）に着陸し、移植用臓器と同乗者2名を搭乗させた後、08時00分ごろ会津場外を離陸し、福島空港へ飛行していた。同機には、機長が右操縦席に、副操縦士が左操縦席に着座し、整備士2名は客室の前方側左右席にそれぞれ着座し、客室後部左側には、出発地から同乗者1名、客室後部中央席及び右席に会津場外から同乗者2名が着座していた。

当該機は、会津場外を離陸後、低層の雲を避けつつ、約5,500ftまで上昇し、奥羽山脈を越えるあたりから高度を下げ飛行していた。上空では、強い北西風を受け、対地速度190～200ktで飛行していた。08時07分ごろ、急激に機体姿勢が変化し、操縦が困難となり、08時08分ごろ福島県郡山市三穂田町の田んぼに不時着した。

(2) 死傷者

機長、副操縦士、整備士2名及び同乗者3名の計7名が搭乗し、4名が重傷、3名が軽傷であった。

(3) 航空機の損壊

大破

ア 胴体 : 機首部から主脚部下面にかけ変形大

イ 尾部 : 分離、損傷

ウ エンジン : 損傷小（一部変形）

エ ローター系統

メインローター系統 : 損傷、ブレード飛散

テール・ドライブシャフト : 損傷大、飛散

オ 脚系統 : 損傷大



図 事故機の横転状況

(4) 気象

事故現場から北西約3.5kmの若松で観測された07時から09時の時間帯における高度5,500ft付近の風は、北西の風約3.5ktであった。

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、メインローターとテール・ドライブシャフトが接触した原因を分析するために、更なる事実確認を行う必要がある。

運輸安全委員会は、引き続き、分析等によって得られた結果を踏まえて、本航空事故の原因等調査を進める。また、原因関係者からの意見聴取及び調査参加国への意見照会を行う。